



## ■ 事業計画変更に係る縦覧について

橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の事業計画の変更を行いますので、事業計画変更案について縦覧を行います。

変更案について意見のある利害関係者は和歌山県知事に意見書を提出することができます。

### ■ 事業計画案の縦覧について

#### ● 縦覧期間・時間

令和2年7月8日（水）から  
7月21日（火） ※土・日を含む  
午前8時30分から午後5時15分まで

#### ● 縦覧場所

橋本市建設部まちづくり課  
市街地整備係（市役所北別館）

### ■ 問い合わせ

まちづくり課 市街地整備係 ☎0736-34-1235

### ■ 意見書の提出について

#### ● 提出期間

令和2年7月8日（水）から  
8月4日（火）

#### ● 提出先

和歌山県都市政策課（県庁南別館）



## ■ 換地処分に伴う地番・住所の変更について

中心市街地第一地区土地区画整理事業は、令和3年度に換地処分を予定しています。換地処分とは、換地計画で定められる事項（従前の土地と換地との関係について、詳しく記載した調書と図面）を権利者のみなさまに通知することです。

この通知が権利者のみなさまに届くと和歌山県知事から換地処分があった旨の公告「換地処分の公告」がなされます。

この換地処分の公告の日の翌日から、事業地区内の土地の地番と住所が新しく変わります。区画整理によって新しい地番が規則正しく付されることから郵便配達等に支障がなくなるため、住居表示を廃止する予定をしています（地番が新しい住所になります）。

<旧> 橋本市橋本一丁目○番○号 → <新> 橋本市橋本一丁目●●番地  
<旧> 橋本市古佐田一丁目△番△号 → <新> 橋本市古佐田一丁目▲▲番地

ただし、事業地区内の4街区と24街区は、古佐田一丁目9番街区全体が未整備となっていることから、住居表示を継続する予定です。

新しい地番は今年度中を予定している換地計画の縦覧の際に権利者のみなさまにご覧いただけるようになりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 【担当窓口】

- ・ 区画整理事業、新住所についての問合せ先：まちづくり課 市街地整備係（Tel0736-34-1235）
- ・ 住居表示の廃止についての問合せ先：建築住宅課 建築係（Tel0736-33-1115）